

# 国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事（以下、「本工事」という。）の工事請負契約の相手方となる候補者を企画提案により選定するため、必要な手続きについて定めるものとする。

## 2 概要

### (1) 目的

東部公園は、令和5年度にサッカー場1面目の整備が完了し、現在、市内外の多くのサッカー関係者に利用されている。本工事は、2面目のサッカー場を整備し、更なる利用普及を目的とするものである。

### (2) 発注方式

人工芝の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式

### (3) 工事概要

ア 工事名 国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事

イ 工事場所 水戸市渋井町、浜田町地内

ウ 工事内容 人工芝の設計・製造 一式

人工芝設置 10,140 m<sup>2</sup>

仮設工 一式

### エ 施工条件

別紙1「国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事に関する要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に示す水準を満たす設計とすること。

別紙2「国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事条件明示事項」（以下、「条件明示事項」という。）及び別紙3「国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）に基づき施工すること。

### (4) 工期

契約日の翌日から220日間とするが、原則令和9年3月15日を超えない期間とする。

### (5) 提案上限額

110,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本価格は本工事の予定価格を示すものではなく、予定価格は別途設定する。

## 3 契約方法

### (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に準ずる。

### (2) 契約の相手方選定

専門性・技術力・企画力により大きく差異がでる工事であることから、技術提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式（公募により企画提案を募集、その内容を審査し優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続）による。

#### 4 参加資格要件

次の要件に定めのない限り、参加資格要件の基準日は、参加表明書の提出期限日とし、本プロポーザルに参加できる者は、基準日において次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
- (5) 水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成 20 年水戸市告示第 16 号）第 2 条に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
  - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成 6 年水戸市規程第 5 号）第 75 条の規程による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (7) 令和 8 年 4 月 1 日時点において、本市における建設工事に係る令和 7・8 年度有資格請負業者名簿に登録されている者であること。なお、登録工種は、舗装とする。
- (8) 建設業法に基づく舗装工事業の建設業許可及び経営事項審査を受けており、水戸市格付け等級舗装 A であること。
- (9) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (10) 関東地方に本店、支店、営業所のいずれかを有し、人工芝完成後の連絡調整及び修繕、メンテナンス時の速やかな対応が可能な態勢が整っていること。
- (11) JFA ロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）完了製品を製作（調達含む）し、施工できること。
- (12) 工事配置予定技術者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）に加え、屋外スポーツ施設の建設に十分な経験があり、一般社団法人 日本運動施設建設業協会が認定する運動施設施工技士の資格を有する者を施工期間中常駐させ、施工管理技術・品質管理に万全を期すこと。なお、運動施設施工技士は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）を兼務できる。また、運動施設施工技士は元請け、下請けを問わない。

(13) 本市の市税が課税対象である場合は、当該市税を完納していること。

## 5 候補者選定の手続

### (1) 選定委員会の設置

候補者の選定に当たり、本工事に係る候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

### (2) 予定スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、下表のとおりである。

なお、参加者の状況、審査の進捗状況等により日程を変更する場合がある。

日程	内容
令和8年5月12日（火）	公告
令和8年5月12日（火）から 令和8年5月25日（月）午後5時まで	参加表明書等の受付
令和8年5月12日（火）から 令和8年5月18日（月）午後5時まで	参加に係る質疑受付
令和8年5月21日（木）	質疑回答の公表（水戸市ホームページに掲載）
令和8年6月上旬	参加資格の確認 参加資格審査結果通知書及び提案書提出要請書の通知
令和8年6月15日（月）午後5時まで	提案意思確認書又は参加辞退届の受付
令和8年6月19日（金）から 令和8年6月30日（火）午後5時まで	技術提案書等の受付
令和8年7月14日（火）予定	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和8年7月下旬予定	提案者に審査結果を通知 契約候補者及び次点候補者を決定 契約締結

## 6 参加表明書の提出

- (1) 受付期間：令和8年5月12日（火）～令和8年5月25日（月）午後5時まで
- (2) 提出書類：プロポーザル参加表明書（様式第1号）  
法人等の概要書（様式第2号）、施工又は納品実績（様式第3号）、配置予定主任技術者、運動施設施工技士の資格等（様式第4号）、暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）、役員名簿（任意様式）、完納証明書（市税に関し滞納がない証明。ただし、証明日が公告日以降のもの）の写し（本市の市税が課税対象である場合のみ）
- (3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

## 7 参加に係る質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和8年5月12日（火）～令和8年5月18日（月）午後5時まで
- (2) 提出書類：質疑書（様式第6号）
- (3) 提出方法：E-mail parks.fore@city.mito.lg.jp
- (4) 質疑回答の公表：令和8年5月21日（木）に市ホームページに掲載する。  
※現地については、自由に見学することが可能。

## 8 参加資格審査結果通知書・提案書提出要請書の通知

上記「6（2）提出書類」を提出した者について、事務局において参加要件について書類審査を行い、「参加資格審査結果通知書」を送付する。なお、参加要件を満たしている者には、併せて「提案書提出要請書」を送付する。

- (1) 通知日：令和8年6月上旬
- (2) 通知方法：参加表明のあった審査書類提出業者へ電子メールで個別に通知する。

## 9 参加辞退届の提出（任意）

特段の事情により審査を辞退する場合、又はプロポーザル参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合に提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年6月15日（月）午後5時まで
- (2) 提出書類：辞退届（様式第7号）、プロポーザル参加資格喪失届（様式第8号）
- (3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

## 10 技術提案書提出意思の確認

- (1) 提出期限：令和8年6月15日（月）午後5時まで
- (2) 提出意思確認書の提出：提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思の有無にかかわらず、事務局持参又は郵送により、提出意思確認書（様式第9号）を提出すること。期限までに提出のなかった事業者は辞退したものとみなす。

## 11 技術提案書等の提出

- (1) 受付期間：令和8年6月19日（金）～令和8年6月30日（火）午後5時まで

## (2) 提出書類

- ア 技術提案書（様式第 10 号）
- イ 人工芝仕様書（様式第 11 号）
- ウ 製品の寸法・材質が判る断面図（カタログ含む）
- エ 特殊チップが天然由来 100%と判断できる資料
- オ 提案価格見積書
- カ 提案価格内訳書（設計費及び工事費の内訳が判る程度とすること。）
- キ 計画工程表（任意様式）
- ク 完成後 10 年間の維持管理方法及び費用の説明資料（任意様式）  
※上記説明資料は評価基準の維持管理項目の評価資料に使用する。
- ケ 提案製品のサンプル
- コ 既に完成・供用開始している 1 面目人工芝の維持管理方法及び費用の説明資料（任意様式）

## (3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

## 12 提案者プレゼンテーション、ヒアリングの実施

技術提案書（この実施要領及び別紙 1「要求水準書」に示す水準を満たすものに限る。）の提出を行ったプロポーザル参加者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### (1) 開催日程：令和 8 年 7 月 14 日（火）予定

※詳細な日時等については、後日事務局より連絡する。

### (2) 留意事項

- ア 説明に要するプロジェクター、スクリーン、電源は事務局で準備する。その他の必要な機器類については、各提案者にて準備すること。
- イ プレゼンテーションは原則非公開とし、事務局の記録用として録音・録画を行う。技術提案者はプレゼンテーションにおいて、提案者名及び提案価格見積書の価格を公表してはならない。また、技術提案書と異なる説明や追加資料の配付は認めない。
- ウ 参加者は、提案する人工芝が自社製品でなく他社製品を調達し、設置する場合に限り、その人工芝の説明を製造会社に説明させることを認める。ただし、それ以外の説明は認めない。

### (3) 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- ア 提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- ウ 提案書等提出期限後に工事内訳書の金額に訂正を行ったもの。
- エ ヒアリング等に出席しなかったもの。
- オ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- カ 参考見積書の金額が、提案上限額を超過したもの。
- キ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

### 13 評価方法

#### (1) プレゼンテーション・ヒアリング (配点 180 点)

##### ア 評価基準

評価項目	評価基準	配点
施工計画	現場を把握し、施工管理・資機材搬入計画・仮設計画・施工時期等が適切であるか。	20
品質管理	要求水準書を満足した人工芝になっているか。 保証期間の設定が優れているか。	20
工程管理	設計・製造（調達）・施工の工程が適切であり、実現可能な工程管理計画となっているか。	20
安全管理	安全に配慮した施工方法であり、第三者に対しても安全対策が講じられているか。	20
耐久性	耐用年数が長くなる耐久性に優れた材料を使用しているか。	30
環境性	充填材（特殊チップ）は 100%天然由来となっており、夏期の温度上昇が抑制され、また、公共水域への流出に対して安全であるか。	20
維持管理	設置後 10 年間の維持管理方法及び費用等が優れているか。	30
施工実績等	100%天然由来の充填材を使用した、ロングパイル人工芝設置工事の施工実績があるか。又は納品実績があるか。	20
計		180

##### イ 評価区分と得点化の方法

選定委員による評価の区分は、A評価～E評価の5段階評価とする。

評価後、得点化の方法に基づき採点を行い、選定委員の評価点の平均を得点とする（四捨五入で小数点第1位まで算定）。

〈得点化の方法〉

評価	評価内容	得点
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	水準を満たしていない	配点×0

(2) 価格審査 (配点 20 点)

見積金額 の比較	提案上限額を超えないこと。提案上限額に対する絶対評価でなく、提出されたすべての提案見積額を比較することによる相対評価とする。
-------------	--

価格審査は、下記の方法で採点し、得点化する (四捨五入で小数点第 1 位まで算定)。

20 点 (配点) × (最も低い提案額/当該提案者の提案額)

14 選定及び審査結果の通知・公表

- (1) 本プロポーザルの選定に当たっては、13 (1) プレゼンテーション・ヒアリング (配点 180 点)、13 (2) 価格審査 (配点 20 点) による、合計 200 点満点評価の点数の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第 2 位を次点候補者とする。

なお、最高得点の候補者が複数となった場合は、選定委員長が契約候補者を決定する。

- (2) 審査結果については、提案者全員に速やかに通知 (令和 8 年 7 月下旬を予定) するとともに、契約候補者を市のホームページで公表する。

15 契約の手続

- (1) 選定した契約候補者から見積書を徴し、随意契約を締結する。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結するものとする。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。
- (4) 契約候補者は契約の締結と同時に、水戸市財務規則 (平成 7 年水戸市規則第 16 号) 第 136 条に基づき、契約の保証を付さなければならない。
- (5) 契約候補者は、水戸市財務規則 (平成 7 年水戸市規則第 16 号) 第 85 条に基づき、前金払を請求できる。但し、同条に規定する保証事業会社が交付する、前金払い保証書を提出しなければならない。

16 その他

(1) 技術提案書等の取扱い

水戸市は、本プロポーザルに関する公表、及びその他市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに技術提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図を無償で使用できるものとする。

(2) その他留意事項

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) によるものとする。

オ 参加表明書又は技術提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届 (様式第 7 号) により、「17 事務局」へ提出すること。

- カ 本プロポーザルにおいて知り得た水戸市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- キ 提案期間中において、選定委員や関係部局等の本プロポーザルの関係者との接触、提案内容に関する問い合わせ、情報収集等の行為を禁止する。

17 事務局（提出及び問合せ先）

- (1) 住 所 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
- (2) 担 当 者 水戸市 都市計画部 公園緑地課  
施設係 担当 大野、諏訪
- (3) 電話番号 029-224-1111（内線 3491）
- (4) E-mail parks.fore@city.mito.lg.jp